

石狩川上流川づくり懇談会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、石狩川上流域の整備の現状及び将来の状況を考慮して、河川を中心としたまちづくりの観点から、今後の石狩川上流域における川づくりに反映させるため、北海道開発局旭川開発建設部が石狩川上流川づくり懇談会を設置することを定めるとともに、その討議事項等を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 北海道開発局旭川開発建設部に石狩川上流川づくり懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(討議事項)

第3条 懇談会は、今後の石狩川上流域における川づくりに関する事項を、懇談会意見として取りまとめる。

(組織)

第4条 懇談会は、地域の事情に精通するものの中から、旭川開発建設部長（以下「部長」という。）が委嘱する者をもって組織する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 懇談会に、座長を置く。
- 4 座長は、委員の互選により選出し、懇談会の事務を総括する。

(議事等)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会の議事は、原則として公開するものとする。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、専門家、地域住民等からの意見聴取、関係資料の提出、その他必要な措置を講ずることを事務局に要請することができる。

(事務局)

第6条 事務局は、北海道開発局旭川開発建設部旭川河川事務所に置くこととする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年6月16日から施行する。
- 2 平成27年4月20日 一部改正